

平成16年度北海道一般会計補正予算（第7号）

平成16年度北海道一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,311,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,889,178,931千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方消費税清算金		112,760,155	7,141,520	119,901,675
	1 地方消費税清算金	112,760,155	7,141,520	119,901,675
3 地方譲与税		26,050,000	512,377	26,562,377
	1 所得譲与税	9,500,000	12,377	9,512,377
	2 地方道路譲与税	15,319,000	400,000	15,719,000
	3 石油ガス譲与税	966,000	100,000	1,066,000
4 地方特例交付金		14,400,000	1,083,629	15,483,629
	1 地方特例交付金	14,400,000	1,083,629	15,483,629
5 地方交付税		684,156,977	664,230	684,821,207
	1 地方交付税	684,156,977	664,230	684,821,207
6 交通安全対策特別交付金		1,965,000	100,000	2,065,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,965,000	100,000	2,065,000

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		35,807,020	△ 323,924	35,483,096
	1 分担金	3,788,250	△ 111,464	3,676,786
	2 負担金	32,018,770	△ 212,460	31,806,310
8 使用料及び手数料		34,654,066	△ 145,243	34,508,823
	1 使用料	23,163,968	△ 135,760	23,028,208
	2 手数料	769,859	30,752	800,611
	3 証紙収入	10,720,239	△ 40,235	10,680,004
9 国庫支出金		503,602,759	27,405,618	531,008,377
	1 国庫負担金	161,621,373	190,537	161,811,910
	2 国庫補助金	335,676,393	28,041,136	363,717,529
	3 委託金	6,304,993	△ 826,055	5,478,938
10 財産収入		7,433,808	425	7,434,233
	1 財産運用収入	4,233,248	41,518	4,274,766
	2 財産売却収入	3,200,560	△ 41,093	3,159,467

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		17,611,253	18,993,834	36,605,087
	1 特別会計繰入金	3,124,870	△ 220,448	2,904,422
	2 基金繰入金	14,486,383	19,214,282	33,700,665
13 繰越金		8,000,000	2,194,271	10,194,271
	1 繰越金	8,000,000	2,194,271	10,194,271
14 諸収入		294,285,426	△ 20,713,067	273,572,359
	1 延滞金、加算金 及び過料	1,405,327	528	1,405,855
	2 預金利子	26,768	3,697	30,465
	3 貸付金収入	272,051,908	△ 21,269,430	250,782,478
	4 受託事業収入	4,337,217	△ 488,474	3,848,743
	5 収益事業収入	9,015,000	△ 261,240	8,753,760
	6 雑入	7,449,206	1,301,852	8,751,058
15 道債		592,385,600	10,397,506	602,783,106
	1 道債	592,385,600	10,397,506	602,783,106

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	2,841,867,755	47,311,176	2,889,178,931

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,695,539	△ 20,000	3,675,539
	1 議 会 費	3,695,539	△ 20,000	3,675,539
2 総 務 費		253,347,170	7,976,382	261,323,552
	1 総 務 管 理 費	102,937,009	5,055,573	107,992,582
	3 徴 税 費	98,370,356	3,847,816	102,218,172
	4 学 事 宗 務 費	39,385,122	△ 525,696	38,859,426
	6 原子力安全対策費	603,041	△ 37,488	565,553
	7 領土復帰対策費	892,568	△ 45	892,523
	8 会 計 管 理 費	1,040,095	△ 24,106	1,015,989
	9 札幌医科大学費	2,670,934	△ 25,022	2,645,912
	10 選 挙 費	3,519,202	△ 309,350	3,209,852
	11 人 事 委 員 会 費	321,693	△ 5,300	316,393
3 総 合 企 画 費		43,870,634	△ 2,312,118	41,558,516

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 総合企画管理費	7,649,164	△ 625,392	7,023,772
	2 政策費	638,239	△ 750	637,489
	3 計画費	18,644,803	△ 471,230	18,173,573
	4 地域振興費	9,552,618	△ 967,120	8,585,498
	5 交通企画費	4,310,040	△ 181,466	4,128,574
	6 IT推進費	3,075,770	△ 66,160	3,009,610
4 環境生活費		9,920,057	10,178,914	20,098,971
	1 環境生活管理費	4,620,309	△ 194,829	4,425,480
	2 環境政策費	434,094	570,048	1,004,142
	4 循環型社会推進費	495,172	△ 146,323	348,849
	5 自然環境費	1,101,812	△ 52,055	1,049,757
	6 文化振興費	920,634	9,999,574	10,920,208
	7 生活振興費	953,553	△ 12,719	940,834
	8 青少年対策費	255,466	20,538	276,004

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 女性対策費	212,809	△ 4,596	208,213
	10 交通安全対策費	239,990	△ 724	239,266
5 保健福祉費		241,318,858	6,428,818	247,747,676
	1 保健福祉管理費	32,740,220	△ 178,862	32,561,358
	2 子ども未来づくり 推進費	24,498,801	292,156	24,790,957
	3 国民健康保険費	49,865,407	446,351	50,311,758
	4 医療政策費	6,260,553	△ 472,730	5,787,823
	5 疾病対策費	18,772,370	△ 536,800	18,235,570
	6 地域保健費	1,977,740	△ 328,879	1,648,861
	7 食品衛生費	1,541,116	△ 46,485	1,494,631
	8 医務薬務費	154,774	△ 21,446	133,328
	9 地域福祉費	16,508,068	8,201,513	24,709,581
	10 高齢者保健福祉費	6,931,056	△ 116,614	6,814,442
	11 介護保険費	35,120,916	△ 152,079	34,968,837



款	項	補正前の額	補正額	計
	12 障害者保健福祉費	11,407,423	△ 185,001	11,222,422
	13 保護費	35,498,239	△ 961,481	34,536,758
	14 災害救助費	42,175	489,175	531,350
6 経 済 費		218,909,241	△ 22,814,860	196,094,381
	1 経済管理費	7,077,143	△ 11,884	7,065,259
	2 産業政策推進費	145,192	△ 18,729	126,463
	3 資源エネルギー費	4,817,878	△ 1,134,387	3,683,491
	4 産業立地費	16,603,130	△ 131,186	16,471,944
	5 産業振興費	9,926,209	△ 176,598	9,749,611
	6 地域産業費	705,461	△ 132,824	572,637
	7 金融費	166,614,639	△ 20,975,879	145,638,760
	9 雇用対策費	8,660,173	△ 63,459	8,596,714
	10 労政福祉費	105,858	△ 14,814	91,044
	11 人材育成費	2,771,568	△ 162,800	2,608,768

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 観光費	601,182	△ 12,100	589,082
	14 労働委員会費	479,215	19,800	499,015
7 農政費		237,086,660	777,853	237,864,513
	1 農政管理費	17,841,840	△ 134,080	17,707,760
	2 農地調整費	4,016,668	△ 389,811	3,626,857
	3 農業経済費	11,771,691	△ 445,302	11,326,389
	4 土地改良指導費	64,577,019	△ 743,063	63,833,956
	5 農業改良普及費	1,673,799	△ 152,146	1,521,653
	6 構造改善費	10,091,359	2,554,691	12,646,050
	8 農業農村整備事業費	114,729,571	△ 500,108	114,229,463
	9 道産食品安全費	1,382,840	△ 15,500	1,367,340
	10 農産園芸費	4,072,096	△ 236,645	3,835,451
	11 酪農畜産費	4,767,789	△ 641,663	4,126,126
	12 農業企画費	67,277	1,500,000	1,567,277

款	項	補正前の額	補正額	計
	13 農業試験費	1,646,980	△ 18,520	1,628,460
8 水産林務費		116,026,155	12,161,315	128,187,470
	1 水産林務管理費	13,713,359	△ 150,260	13,563,099
	2 森林環境費	2,990,618	△ 16,552	2,974,066
	4 水産経営費	6,403,763	△ 130,271	6,273,492
	5 水産振興費	749,986	△ 46,669	703,317
	6 漁港漁村費	45,394,574	△ 183,032	45,211,542
	7 漁業管理費	1,109,853	32,249	1,142,102
	8 漁業指導費	968,891	△ 21,643	947,248
	9 木材振興費	529,686	△ 8,428	521,258
	10 森林計画費	5,813,030	△ 65,397	5,747,633
	11 林業振興費	7,866,637	12,879,286	20,745,923
	12 森林整備費	9,151,793	△ 2,021	9,149,772
	13 治山費	17,543,180	△ 40,721	17,502,459

款	項	補正前の額	補正額	計
	14 水産林業試験研究費	3,768,984	△ 85,226	3,683,758
9 建設費		431,010,487	3,324,605	434,335,092
	1 建設管理費	68,796,097	△ 24,035	68,772,062
	2 道路橋りょう費	190,396,248	1,530,852	191,927,100
	3 河川費	81,570,219	△ 50,303	81,519,916
	4 空港港湾費	7,616,036	△ 103,016	7,513,020
	5 砂防海岸費	27,630,370	3,446,497	31,076,867
	6 建築指導費	3,048,004	△ 757,498	2,290,506
	7 住宅費	12,216,574	△ 374,437	11,842,137
	8 都市環境費	31,985,521	△ 406,844	31,578,677
	9 公園下水道費	7,520,036	63,389	7,583,425
10 警察費		146,120,702	225,358	146,346,060
	1 警察管理費	135,785,667	225,358	136,011,025
11 教育費		536,740,606	△ 3,773,657	532,966,949

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	20,997,621	△ 99,210	20,898,411
	2 小学校費	205,344,259	△ 1,359,700	203,984,559
	3 中学校費	123,892,398	△ 513,840	123,378,558
	4 高等学校費	133,695,668	△ 1,320,229	132,375,439
	5 特殊学校費	46,753,458	△ 547,125	46,206,333
	6 学校教育費	1,105,308	△ 9,083	1,096,225
	7 社会教育費	2,842,570	△ 351	2,842,219
	8 保健体育費	2,109,324	75,881	2,185,205
12 災害復旧費		21,546,192	△ 1,668,357	19,877,835
	1 農地開発施設 災害復旧費	1,624,385	43,960	1,668,345
	2 水産林業施設 災害復旧費	9,442,113	△ 2,604,391	6,837,722
	3 土木施設災害復旧費	10,479,694	892,074	11,371,768
13 公債費		499,817,583	27,458,028	527,275,611
	1 公債費	499,817,583	27,458,028	527,275,611

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸支出金		82,257,871	9,368,895	91,626,766
	1 繰出金	7,455,144	△ 25,360	7,429,784
	2 諸費	74,802,727	9,394,255	84,196,982
歳出合計		2,841,867,755	47,311,176	2,889,178,931

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 総合企画費	3 計画費	社会資本整備費	2,209,400	社会資本整備費	3,071,500
4 環境生活費	5 自然環境費	—	—	自然環境整備費	20,000
5 保健福祉費	1 保健福祉管理費	—	—	社会福祉施設整備事業費	1,580,897
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	8,020	公共事業事務費	380,500
		—	—	補助事業事務費	2,635
	8 農業農村整備事業費	—	—	土地改良事業費	8,581,375
		—	—	農用地造成事業費	1,203,591
		農地防災事業費	218,411	農地防災事業費	1,141,479
		—	—	農村総合整備事業費	3,217,453
		—	—	農道等整備事業費	1,054,046
	11 酪農畜産費	—	—	酪農畜産振興事業費	556,150
8 水産林務費	1 水産林務管理費	補助事業事務費	1,591	補助事業事務費	24,265
	6 漁港漁村費	—	—	水産基盤整備事業費	1,074,913

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	11,346	公共事業事務費	25,750
		補助事業事務費	8,900	補助事業事務費	57,371
	2 道路橋りょう費	道路維持費	664,417	道路維持費	764,980
		道路新設改良費	1,674,192	道路新設改良費	3,235,777
		積雪寒冷対策費	1,002,895	積雪寒冷対策費	1,291,160
	3 河川費	河川改修費	4,023,800	河川改修費	4,287,700
		—	—	ダム建設事業費	123,900
	4 空港港湾費	—	—	空港整備費	2,600
	5 砂防海岸費	砂防事業費	668,000	砂防事業費	764,200
		—	—	災害関連事業費	3,325,281
	8 都市環境費	都市計画街路事業費	1,922,000	都市計画街路事業費	5,141,650
	9 公園下水道費	—	—	公園事業費	179,340
		—	—	過疎下水道代行事業費	70,000
12 災害復旧費	1 農地開発施設災害復旧費	—	—	耕地災害復旧事業費	429,962



款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	2 水產林業 設施災害 復 旧 費	—	—	水產災害復旧費 事業	89,585
		—	—	漁港災害復旧費 事業	3,277,676
		—	—	林道災害復旧費 事業	54,966
		森林災害復旧造林 事業 費	353,607	森林災害復旧造林 事業 費	494,253
		—	—	治山設施災害復旧費 事業	150,000
3	土木施設 災害復旧費	土木災害復旧費 事業	2,125,100	土木災害復旧費 事業	8,365,548

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和49年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	昭和49年度から平成16年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費について 2,300,000千円以内 取得、管理及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 年9.5%半年複利以内の額の合計額	平成17年度から平成21年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 1,802,951千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和59年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	昭和59年度から平成16年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について 9,000千円以内 管理に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 年9.5%半年複利以内の額の合計額	平成17年度から平成21年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 19,566千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成元年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成元年度から平成16年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について 9,700千円以内 管理に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 年9.5%半年複利以内の額の合計額	平成17年度から平成21年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,720千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
				以内の額 の合計額
平成6年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成6年度から 平成16年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費について 13,500千円以 内 管理に係る経費 について 年6%以内の 額 借入資金に係る 利子について 年9.5%半年 複利以内の額 の合計額	平成17年度から 平成21年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,250千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成11年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成11年度から 平成16年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費について 16,800千円以 内 管理に係る経費 について 年6%以内の 額 借入資金に係る 利子について 年9.5%半年 複利以内の額 の合計額	平成17年度から 平成21年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 13,967千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
新産業都市等 建設事業費	—	—	—	—	1,978,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道州制北海道 モデル事業 推進費	7,356,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	5,440,000	同 上	10%以内	同 上
地域政策 総合推進 事業費	—	—	—	—	2,500,000	同 上	10%以内	同 上
自然環境 対策費	142,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	130,000	同 上	10%以内	同 上
社会福祉 施設整備費	827,000	同 上	10%以内	同 上	805,000	同 上	10%以内	同 上
保健所整備費	76,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—
すべての人に やさしいまち づくり推進 事業費	67,000	同 上	10%以内	同 上	66,000	総務省、財務省その他からの借入	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
						れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。		知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
産 業 立 地 推 進 費	1,703,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,679,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
技術専門学院施設整備費	190,000	同 上	10%以内	同 上	127,000	同 上	10%以内	同 上
農 地 調 整 対 策 費	108,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め25年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	106,406	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め25年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄土地改良事業費	31,764,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	30,856,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー 改 築 費	116,000	同 上	10%以内	同 上	80,000	同 上	10%以内	同 上
土 地 改 良 事 業 費	17,155,000	同 上	10%以内	同 上	19,503,000	同 上	10%以内	同 上
農 用 地 造 成 事 業 費	28,000	同 上	10%以内	同 上	835,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 地 防 災 事 業 費	3,242,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,124,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農村総合整備 事 業 費	1,551,000	同 上	10%以内	同 上	3,457,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備 事 業 費	2,510,000	同 上	10%以内	同 上	2,414,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別 対 策 事 業 費	1,674,000	同 上	10%以内	同 上	1,484,000	同 上	10%以内	同 上
家 畜 保 健 衛 生 所 施 設 整 備 費	314,000	同 上	10%以内	同 上	249,000	同 上	10%以内	同 上
農 業 試 験 場 施 設 整 備 費	103,000	同 上	10%以内	同 上	91,000	同 上	10%以内	同 上
水 産 基 盤 整 備 費	12,555,000	同 上	10%以内	同 上	12,232,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 特 定 漁 港 漁 場 整 備 事 業 費	4,250,000	同 上	10%以内	同 上	4,513,000	同 上	10%以内	同 上
漁 港 海 岸 保 全 費	1,621,000	同 上	10%以内	同 上	1,584,000	同 上	10%以内	同 上
林 道 事 業 費	1,579,000	同 上	10%以内	同 上	1,453,000	同 上	10%以内	同 上
林道整備特別 対 策 事 業 費	192,000	同 上	10%以内	同 上	185,000	同 上	10%以内	同 上
治 山 事 業 費	8,792,000	同 上	10%以内	同 上	8,695,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄治山事業費	152,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	137,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,624,000	同上	10%以内	同上	1,584,000	同上	10%以内	同上
水産試験場施設整備費	1,325,000	同上	10%以内	同上	1,585,000	同上	10%以内	同上
道東支場整備費	253,000	同上	10%以内	同上	236,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	1,011,000	同上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	999,000	同上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	57,330,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	61,246,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路維持管理費	6,057,000	同上	10%以内	同上	5,814,000	同上	10%以内	同上
道路新設改良費	19,900,000	同上	10%以内	同上	18,768,000	同上	10%以内	同上
積雪寒冷対策費	6,887,000	同上	10%以内	同上	7,599,000	同上	10%以内	同上
市町村道整備費	2,138,000	同上	10%以内	同上	2,017,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時道路整備 特別対策 事業費	28,716,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	30,516,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄河川 事業費	25,761,000	同上	10%以内	同上	22,304,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	16,848,000	同上	10%以内	同上	16,871,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備 特別対策 事業費	4,209,000	同上	10%以内	同上	4,309,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	2,646,000	同上	10%以内	同上	2,477,000	同上	10%以内	同上
直轄空港 整備費	369,000	同上	10%以内	同上	262,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	576,000	同上	10%以内	同上	552,000	同上	10%以内	同上
港湾海岸保全 事業費	14,000	同上	10%以内	同上	13,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防 事業費	1,406,000	同上	10%以内	同上	2,879,000	同上	10%以内	同上
砂防費	7,686,000	同上	10%以内	同上	7,566,000	同上	10%以内	同上
災害関連 事業費	996,000	同上	10%以内	同上	1,573,000	同上	10%以内	同上
直轄海岸 事業費	466,000	同上	10%以内	同上	248,000	同上	10%以内	同上



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
海岸保全事業費	1,860,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,802,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
公営住宅建設費	5,642,000	同 上	10%以内	同 上	5,452,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	11,573,000	同 上	10%以内	同 上	11,192,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	3,507,000	同 上	10%以内	同 上	3,757,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	1,627,000	同 上	10%以内	同 上	1,692,000	同 上	10%以内	同 上
警察施設整備費	1,265,000	同 上	10%以内	同 上	2,018,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設整備費	1,128,000	同 上	10%以内	同 上	1,478,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校施設整備費	8,510,000	同 上	10%以内	同 上	8,542,000	同 上	10%以内	同 上
特殊学校施設整備費	1,398,000	同 上	10%以内	同 上	1,276,000	同 上	10%以内	同 上
情報処理教育設備整備費	299,000	同 上	10%以内	同 上	250,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害復旧費	99,000	同 上	10%以内	同 上	114,000	同 上	10%以内	同 上
水産災害復旧費	30,000	同 上	10%以内	同 上	38,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁 港 災 害 復 旧 費	1,003,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	943,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林 道 災 害 復 旧 費	11,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—
治 山 災 害 復 旧 費	865,000	同 上	10%以内	同 上	262,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土 木 災 害 復 旧 費	2,007,000	同 上	10%以内	同 上	2,260,000	同 上	10%以内	同 上
住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	11,900,000	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同 上	11,344,400	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	110,000,000	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同 上	111,844,700	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)				て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
合 計	592,385,600				602,783,106			

平成16年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成16年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,098,522千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,646,270千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		615,202	75,321	690,523
	1 財 産 運 用 収 入	615,202	75,321	690,523
2 繰 入 金		103,129,590	△ 1,173,843	101,955,747
	1 一 般 会 計 繰 入 金	86,290,549	△ 1,173,843	85,116,706
歳 入 合 計		103,744,792	△ 1,098,522	102,646,270

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		103,744,792	△ 1,098,522	102,646,270
	1 公 債 費	103,744,792	△ 1,098,522	102,646,270
歳 出 合 計		103,744,792	△ 1,098,522	102,646,270



平成16年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成16年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ660,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		104,600	500	105,100
	1 財 産 運 用 収 入	2,600	500	3,100
歳 入 合 計		660,100	500	660,600

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		660,100	500	660,600
	1 公 債 費	660,100	500	660,600
歳 出 合 計		660,100	500	660,600



平成16年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成16年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		22,002	42	22,044
	2 財産運用収入	2	42	44
歳入合計		109,212	42	109,254

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		109,212	42	109,254
	1 公 債 費	109,212	42	109,254
歳 出 合 計		109,212	42	109,254



議 案 第 91 号

平成16年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成16年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,010,053千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,169,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。



第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		66,255	△ 25,360	40,895
	1 一般会計繰入金	66,255	△ 25,360	40,895
2 繰 越 金		500,945	△ 12,769	488,176
	1 繰 越 金	500,945	△ 12,769	488,176
3 諸 収 入		3,483,080	△ 924,792	2,558,288
	2 貸付金収入	3,164,347	△ 894,358	2,269,989
	3 雑 入	318,702	△ 30,434	288,268
4 道 債		129,748	△ 47,132	82,616
	1 道 債	129,748	△ 47,132	82,616
歳 入 合 計		4,180,028	△ 1,010,053	3,169,975

		歳 出		
		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	中小企業近代化資金 貸付事業費	1,108,570	△ 175,413	933,157
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	1,108,570	△ 175,413	933,157
2	公 債 費	2,266,658	△ 629,329	1,637,329
	1 公 債 費	2,266,658	△ 629,329	1,637,329
3	諸 支 出 金	804,800	△ 205,311	599,489
	1 繰 出 金	804,800	△ 211,220	593,580
	2 諸 費	0	5,909	5,909
歳 出 合 計		4,180,028	△ 1,010,053	3,169,975

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	129,748	中小企業総合事業団からの借入れによる。	1.55% 以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	82,616	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.55% 以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成16年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成16年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第 1 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	建 設 費	57,663

平成16年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）

平成16年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,285,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		6,367	884	7,251
	1 手数料	6,367	884	7,251
2 財産収入		1,997	△ 238	1,759
	1 財産運用収入	1,997	△ 238	1,759
4 繰越金		10	81,059	81,069
	1 繰越金	10	81,059	81,069
5 諸収入		14,173,136	△ 32,531	14,140,605
	1 預金利子	100	△ 96	4
	2 収益事業収入	11,197,440	110,911	11,308,351
	3 一般会計借入金	1,356,250	△ 599	1,355,651
	4 雑収入	1,619,346	△ 142,747	1,476,599
歳入合計		14,236,510	49,174	14,285,684

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		14,101,930	49,780	14,151,710
	1 競 馬 総 務 費	96,424	△ 4,562	91,862
	2 競 馬 開 催 費	14,005,506	54,342	14,059,848
2 諸 支 出 金		134,580	△ 606	133,974
	1 繰 出 金	14,950	△ 358	14,592
	2 納 付 金	119,630	△ 248	119,382
歳 出 合 計		14,236,510	49,174	14,285,684



平成16年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成16年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成16年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	284,230,000キロワット時	△14,211,000キロワット時	270,019,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
スーパーパロ発電所建設事業	213,210千円	△ 470千円	212,740千円
発電中央制御機器改良事業	10,999千円	△ 2,571千円	8,428千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	3,651,926千円	163,006千円	3,814,932千円
第1項 営業収益	3,617,385千円	157,004千円	3,774,389千円
第2項 財務収益	20,554千円	601千円	21,155千円
第4項 特別利益	0千円	5,401千円	5,401千円
支 出			
第1款 電気事業費用	3,278,336千円	162,927千円	3,441,263千円
第1項 営業費用	2,122,129千円	161,209千円	2,283,338千円
第2項 財務費用	1,001,260千円	△ 4,961千円	996,299千円
第3項 営業外費用	150,639千円	6,679千円	157,318千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額192,471千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額188,554千円」に、「過年度分損益勘定留保資金177,392千円、中小水力発電開発改良積立金3,762千円及び当年度資本的収支調整額11,317千円」を「過年度分損益勘定留保資金140,289千円、中小水力発電開発改良積立金37,063千円及び当年度資本的収支調整額11,202千円」に改め、

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,264,059千円	1,286千円	1,265,345千円
第2項 負 担 金	5,385千円	1,429千円	6,814千円
第3項 補 償 金	3,642千円	△ 1,422千円	2,220千円
第5項 雑 収 入	0千円	1,279千円	1,279千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,456,530千円	△ 2,631千円	1,453,899千円
第1項 建 設 改 良 費	271,909千円	△ 3,041千円	268,868千円
第3項 雑 支 出	0千円	410千円	410千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条中「(1)職員給与費 626,210千円」を「(1)職員給与費 596,317千円」に、「(2)交際費 455千円」を「(2)交際費 163千円」に改める。

議案第95号

平成16年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成16年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成16年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	67箇所	△ 1箇所	66箇所
(2) 年間総給水量	85,448,996立方メートル	395,867立方メートル	85,844,863立方メートル
(3) 一日平均給水量	234,107立方メートル	1,084立方メートル	235,191立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	789,930千円	△ 642千円	789,288千円
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	58,038千円	△ 10,392千円	47,646千円
室蘭地区工業用水道改修事業	435,000千円	△ 2,257千円	432,743千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金 235,721千円」を「一般会計から長期借入金 218,535千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	1,646,864千円	34,604千円	1,681,468千円
第1項 営業収益	1,646,560千円	33,221千円	1,679,781千円
第2項 営業外収益	304千円	1,383千円	1,687千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	1,993,688千円	△ 26,457千円	1,967,231千円
第1項 営業費用	1,592,013千円	△ 36,712千円	1,555,301千円
第2項 営業外費用	401,445千円	10,255千円	411,700千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 747,881千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 740,921千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 243,214千円、当年度分損益

勘定留保資金 473,740千円及び当年度資本的収支調整額 30,927千円」を「過年度分損益勘定留保資金 287,580千円、当年度分損益勘定留保資金 423,711千円及び当年度資本的収支調整額 29,630千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	2,077,184千円	△ 33,774千円	2,043,410千円
第2項 他会計からの出資金	58,038千円	△ 10,392千円	47,646千円
第3項 他会計からの長期借入金	1,920,346千円	△ 23,382千円	1,896,964千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,825,065千円	△ 40,734千円	2,784,331千円
第1項 建 設 改 良 費	1,421,205千円	△ 32,060千円	1,389,145千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,403,860千円	△ 8,674千円	1,395,186千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条中「(1)職員給与費 389,653千円」を「(1)職員給与費 375,916千円」に、「(2)交際費 245千円」を「(2)交際費 87千円」に改める。